

1 8 本地小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

北広島町立本地小学校

(設置)

- 第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条及び校長が別に定めた「本地小学校いじめ防止等に係る基本方針」に基づき、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

- 第2条 いじめは全ての学校・児童等に関係する問題であるという認識に基づいて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめが生起した場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処し解決及び再発防止を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

- 第3条 委員会は、委員長を校長とし、副委員長を教頭とする。構成は校長、教頭、教務主任、生徒指導主事の他、校長が指名する職員とし、生徒指導主事をいじめ防止対策主任とする。
この委員会には校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(組織図)

- 第4条 本委員会の校内での位置づけを別途定める。

(委員会の役割・業務)

- 第5条 委員会は、実態把握・相談活動の充実を図り、児童や保護者の思いや情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめが生起した場合の適切かつ迅速な対処及び再発防止をめざして、次の役割を担い、全校を挙げて以下の業務内容の遂行を統括する。

【役割】

- (1) 基本方針に基づく取組の実施に係る年間計画を生徒指導部に作成させるとともに、その実施について統括する。
- (2) 生徒指導部の作成した年間計画について検証し、必要があれば修正する。
- (3) いじめの相談・通報の窓口を設置する。
- (4) いじめの疑いに関する情報や児童のいじめに関する問題行動などに係る情報を生徒指導部に収集及び記録させ、その情報の共有を統括する。
- (5) いじめの疑いに関する情報があつた時には、教職員間でいじめの情報を迅速に共有するとともに、生徒指導部に、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針を検討と保護者との連携を行わせ、その対応を統括する。
- (6) 重大な事態が発生した場合、この委員会が中核となってプロジェクトチームを編成する。
- (7) 重大な事態が発生し学校がその調査を行う場合は、教育委員会と連携して当該事案の性質に応じた適切な専門家を加える。

【業務内容】

- ア いじめの未然防止の体制整備及び取組
- イ いじめの状況把握及び分析
- ウ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- エ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援
- オ いじめを行った児童に対する指導
- カ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- キ 専門的な知識を有する者等との連携
- ク その他いじめの防止に係ること

※委員会は、毎月 1 回開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

【具体的な取組】※年間活動計画は別途に定める

【通常】未然防止・実態把握の取組	【緊急】いじめ生起時・再発防止の取組
○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○年間活動計画・活動事例の作成 ○いじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの作成と実施 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○実態把握アンケートの実施・分析 ○定期的な職員間の情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等） （事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修も）	◎緊急いじめ防止対策委員会の開催 （警察等関係機関・教育委員会との連携） ◎事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知 （委員会が取組全体の要となつて組織的に対応する） ◎専門的知識を有する者との連携 （メンタルヘルス・ケア等への配慮） ◎家庭との連携 ◎サポートチームの対応策検討 ◎緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施、生命尊重の教育の実施

（その他）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、いじめの防止等について必要な事項は校長が定める。

附 則 平成 2 5 年 8 月 2 7 日策定
平成 2 5 年 8 月 2 7 日施行
平成 2 6 年 2 月 2 7 日改訂